平成２１年（フ）第４６８号
宮崎市江平東２丁目４番59号　コーポ外山102号
債務者　岡田スズ子
1　決定年月日時　平成21年10月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月７日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第１５８号
宮崎県小林市大字細野2864番地４
債務者　松本　清信
1　決定年月日時　平成21年10月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月７日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２１年（フ）第１７８号
宮崎県小林市大字東方2054番地
債務者　下リ藤みずえ
1　決定年月日時　平成21年10月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月７日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２１年（フ）第１８４号
宮崎県小林市大字南西方6992番地
債務者　神谷　春香
1　決定年月日時　平成21年10月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月７日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２１年（フ）第２０５号
宮崎県都城市高木町5010―１　サンタプレイス201号室、住民票上の住所宮崎県宮崎市田野町甲5178番地４
債務者　川﨑さつき
1　決定年月日時　平成21年10月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月７日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２１年（フ）第２０６号
宮崎県都城市志比田町7191番地２
債務者　金丸　節子（旧姓池脇）
1　決定年月日時　平成21年10月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月７日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２１年（フ）第２０９号
宮崎県都城市志比田町5815番地　リブハイツⅡ―102、前住所宮崎県都城市五十町2480番地７
債務者　加世田　幸（旧姓宮元）
1　決定年月日時　平成21年10月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月７日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２１年（フ）第２１０号
宮崎県都城市下川東１丁目3575番地17
債務者　高橋　佳助
1　決定年月日時　平成21年10月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月７日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２１年（フ）第２１７号
宮崎県都城市高崎町大牟田821番地１　上新田団地１―24
債務者　上原ミドリ
1　決定年月日時　平成21年10月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月７日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２１年（フ）第２４９号
宮崎県延岡市日の出町１丁目24番地18
債務者　荒木　真一
1　決定年月日時　平成21年10月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月７日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２１年（フ）第２５４号
宮崎県延岡市細見町3364番地１
債務者　川﨑　玲子
1　決定年月日時　平成21年10月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月７日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２１年（フ）第５４９号
鹿児島県日置市伊集院町下谷口2008番地４
債務者　寺田　裕之
1　決定年月日時　平成21年10月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月７日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２１年（フ）第６０８号
鹿児島県鹿児島市郡元３丁目４番６号
債務者　北島久美子
1　決定年月日時　平成21年10月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月７日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２１年（フ）第１６０号
鹿児島県伊佐市菱刈川北2361番地
債務者　森永　洋子
1　決定年月日時　平成21年10月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月７日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２１年（フ）第２４９号
宮崎県延岡市日の出町１丁目24番地18
債務者　荒木　真一
1　決定年月日時　平成21年10月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月７日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２１年（フ）第２５４号
宮崎県延岡市細見町3364番地１
債務者　川﨑　玲子
1　決定年月日時　平成21年10月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月７日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２１年（フ）第５４９号
鹿児島県日置市伊集院町下谷口2008番地４
債務者　寺田　裕之
1　決定年月日時　平成21年10月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月７日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２１年（フ）第６０８号
鹿児島県鹿児島市郡元３丁目４番６号
債務者　北島久美子
1　決定年月日時　平成21年10月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月７日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２１年（フ）第１６０号
鹿児島県伊佐市菱刈川北2361番地
債務者　森永　洋子
1　決定年月日時　平成21年10月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月７日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２１年（フ）第３８７号
沖縄県浦添市西原２丁目13番８号　202
債務者　棚原　清香
1　決定年月日時　平成21年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月７日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２１年（フ）第７０号
長野県上伊那郡箕輪町大字中箕輪8588番地３
債務者　大槻　敦志
1　決定年月日時　平成21年10月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月８日まで
長野地方裁判所伊那支部

平成２１年（フ）第７７号
長野県伊那市上新田2252―１メゾニティ三峯Ｂ棟202号、住民票上の住所長野県上伊那郡南箕輪村5936番地１
債務者　白鳥　義勇
1　決定年月日時　平成21年10月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月８日まで
長野地方裁判所伊那支部

平成２１年（フ）第７８号
長野県伊那市西春近10719番地４
債務者　杉山　好廣
1　決定年月日時　平成21年10月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月８日まで
長野地方裁判所伊那支部